

2022年4月5日

外国人技能実習機構 仙台事務所長 御中

〒980-0803

宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1

仙台フコク生命ビル6階

TEL：022-399-6326

FAX：022-399-6398

総合サポートユニオン

仙台けやきユニオン

NPO 法人 POSSE

技能実習制度廃止プロジェクト

担当者：森進生（仙台けやきユニオン）

申入書

前略

私たちは外国人技能実習生の人権を守り支える活動を行っている労働組合およびNPO法人です。

この度私たちは、外国人技能実習機構仙台事務所（以下、「貴機構」）の職員が、仙台けやきユニオンの組合員であるベトナム人技能実習生、XXXXXXXXXX氏、XXXXXXXXXX氏、およびXXXXXXXXXX氏（以下、3名あわせて組合員ら）らに対し、労働組合の脱退を促すメールや発言を複数回行なった行為に対し強く抗議し、対応の改善を求めべく申し入れます。

また、今回問題となっている組合員らの実習先では、人差し指の切断といった重大な労災事故の発生や、賃金未払いといった労働基準法違反に当たる行為を行っていたことが明らかになっており、また貴機構職員が組合員らに送付したメールによれば実習先ないし監理団体が復職の条件として労働組合の脱退を求めるといった、労働組合法違反にあたる行為を行っている可能性もあります。あわせて、監理団体は実習生らを支援することなく帰国を促すなど適切な業務を行っているとは到底言えません。

事実経過および要求事項は下記の通りです。4月12日までに書面にて、担当である仙台けやきユニオン・森進生までご回答ください。

草々

記

1 事実経過について

(1) 技能実習先での労働問題と貴機構の対応

2022年2月、仙台けやきユニオンの組合員ら3名は、技能実習先である宮城県内の水産加工業者・[REDACTED]から退職強要を受け、退職を希望しない組合員らは監理団体のアジア交流会（岩手県盛岡市）および貴機構に相談しました。しかし組合員らによれば、監理団体は組合員らに対して転職の支援は行わないためベトナムに帰国するよう促しました。また、貴機構仙台支部の担当者は「会社が求めているのは（中略）今後はトラブルを起こさないと反省し、謝罪すること」、「お互いに問題があった」（添付資料参照）と会社や監理団体を免責し、あたかも組合員らにも否があるような内容のメールを送付していました。

(2) 組合員らに対して貴機構職員が労働組合脱退の示唆

2022年3月1日に貴機構に相談に訪れた際に、組合員らに対して貴機構職員は「監理団体にさっきちょっと電話した所ですね、[REDACTED]に戻るための話し合いをする、条件としてユニオンを脱退するって事を言われました。今すぐには決められないと思うんだけど、OTITが問題解決をサポートして、もしそれでも解決できなかつたら、またユニオンにお願いするという方向もあると思います」と伝えています。

また、3月2日14時23分付けのメールでは「質問です。1. KEYAKI (MORISAN)を脱退したのか？2.全員が脱退したのか？3. MORISANへ脱退を話したのか？4. 許可されましたか？教えてください」と労働組合を脱退したかの確認を行っています。また、3月3日付けのメールでは、「会社が求めているのは（中略）ユニオン（keyaki MORISAN）を脱退すること」と伝えています。

2 問題点

(1) 技能実習先や当該監理団体に対して適切な調査や指導を行っていないこと

今回、貴機構は実習先で労働法違反が起こっていた可能性があったにも関わらず、十分な調査をしないまま、組合員らにも責任があるかのような発言を複数回行っています。

また、技能実習生を支援すべき立場にある当該監理団体が転職支援を行わず、帰国を組合員らに告げたこと、また、当該監理団体が組合員らに労働組合を脱退すれば職場復帰を認めると考えていることに対して、問題視することなく、組合

員らにそうすることが選択肢の一つであるかのように求めています。

そもそも、貴機構は「外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的」としていますが、実習先で起こった賃金不払いといった労働法違反や退職強要、ハラスメントといった労働者（技能実習生）への権利侵害に対して調査や指導を行わず、また、当該監理団体が行なうべき転職の支援等を拒否したことおよび労働組合の脱退を条件としていることに対して、調査や指導を行っておらず、「技能実習生の保護を図」っているとは到底言えません。

(2) 組合員らに対して労働組合を脱退することを示唆したのは、労働者の基本的権利の侵害であること

そもそも、労働組合に加入することを含む労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）は憲法 28 条で保障されている権利です。また、使用者が労働組合員に対して労働組合からの脱退を促す行為は不当労働行為（労働組合法第 7 条）という違法行為にあたります。

しかしながら、貴機構は、当該監理団体が組合員らに対して労働組合の脱退を復職の条件としていることを一切問題視することないどころか、一度、脱退して解決する選択肢もあることを示唆する発言を行っています。貴機構も組合員らが労働組合を脱退して話し合うことを求めているとも取られる発言内容であり、労働者の基本的な権利である団結権を貴機構が侵害していると考えられます。

3 要求事項

今回の機構の問題について、下記の通り申し入れます。

1) 組合員らの転職について

- 1-1) 実習先の就労環境について、機構としての認識を教えてください。
- 1-2) 違法行為を認識していなかったのであれば、それを確認できる調査を行なうことなく「お互いに問題がある」と発言したことの理由を教えてください。
- 1-3) 当該監理団体の対応の是非を教えてください。また今後、当該監理団体に対する措置について教えてください。
- 1-4) 早期に別の就労先で働くことができるよう、監理団体の変更を含めて、転職の支援を行ってください。

2) 「労働組合の脱退」について

- 2-1) 労働組合を脱退したかどうかを確認するメールや発言を行った理由を教えてください。またその発言が組合員らに与えた影響を貴機構がどう考えているのかを教えてください。
- 2-2) 今回の件と同様に、貴機構が労働組合の脱退について言及するケースは他にもあるのでしょうか。
- 2-3) 今回の件について、仙台けやきユニオンに対する今後の対応について教えてください。
- 2-4) 労働組合の脱退を求めることは、労働基本権の侵害です。貴機構が今後このような対応を取らないようにするための再発防止策を講じてください。また、その内容について教えてください。

4 回答先について

本件に関するご連絡は担当の仙台けやきユニオンの森進生（もり・しんせい）までお願いします。電話での連絡は、基本的に携帯番号をお願いします。

住所：宮城県仙台市青葉区本町 1-14-20 本町キクタビル 6 階
電話：[REDACTED]（森個人携帯）022-796-3894（事務所）
FAX：022-774-2390 MAIL：[REDACTED]

以上